

石狩東部広域水道企業団告示第12号

競争入札に参加できる者に必要な資格等に関する規程（昭和49年石狩東部広域水道企業団企業管理規程第16号。以下「規程」という。）第4条第2項の規定により、令和7年度から令和9年度において石狩東部広域水道企業団が発注する製造の請負、物品の買入、その他の契約（以下「物品納入等」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者（共同企業体を除く。）に必要な資格要件、資格審査の申請時期及び方法等について、別紙のとおり定める。

令和 6年 11月 8日

石狩東部広域水道企業団  
企業長 原 田 裕

（別紙については、事務局総務課に備え置いて縦覧に供します。）

## 1 資格の種別

石狩東部広域水道企業団が発注する物品納入等の競争入札の参加に係る資格審査の対象とする業種等は、別表1に掲げるものとする。

## 2 資格要件

### (1) 基本的資格要件

石狩東部広域水道企業団が発注する等の契約に係る競争入札に参加できる者の資格要件は、次のいずれにも該当することとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

イ 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

ウ 消費税及び地方消費税並びに北海道税（個人道民税を除く。）等を滞納している者でないこと。

エ 法人等は、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に未加入でないこと。

オ 中小企業組合は、北海道経済産業局（もしくは中小企業庁）による官公需適格組合証明の有効期間内であること。

### (2) 資格の区分による要件

① 申請をしようとする年の審査基準日（令和6年は12月1日）現在において、引き続き2年以上その事業を営んでいる者であること。

② 事業に関し許可、認可、登録等を受けることとされているものにあつては当該許可、認可、登録等を受け、又は事業に関し免許又は認定を受けた従業員を雇用することとされているものにあつては、当該免許又は認定を受けた従業員を雇用している者であること。

## 3 資格の有効期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

## 4 申請の方法

申請の方法は、別表2「競争入札参加資格審査申請提出書類一覧」に記載された提出書類を下記7の送付先へ郵送により提出するものとする。

郵送の方法は指定しないが、簡易書留やレターパックなど配達状況が追跡できる方法での提出を推奨する。なお、提出書類の到着確認に係る

問合せは受け付けない。

5 受付期間

令和6年12月10日から令和7年1月31日（必着）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

6 資格の認定

資格の認定は、審査後、申請者に対し文書にて通知する。

（令和7年3月発送予定）

7 送付先・問合せ先

〒061-1422

北海道恵庭市盤尻 264 番地の 1

石狩東部広域水道企業団 総務課 競争入札参加資格申請担当

電話 0123-33-2191



別表2 競争入札参加資格申請提出書類一覧

物品納入等

提出書類	申請者			説明
	法人	中小組合	個人	
1 物品納入等競争入札参加資格審査申請書付票 【企業団様式C】	○	○	○	
2 提出書類チェックシート 【企業団様式D】	○	○	○	
3 物品納入等競争入札参加資格審査申請書 【企業団様式A】	○	○	○	
4 営業（事業）経歴書 【企業団様式B】	○	○	○	・直近2事業年度決算分 ・「小計」欄については、その頁の計を、「合計」欄には経歴書全頁の合計値を記載すること
5 登記事項証明書	○	○		・申請時の3か月以内に法務局が発行した「履歴事項全部証明書」 ・写し可
6 印鑑登録証明書	○	○	○	・申請時の3か月以内に法務局が発行したもの ・写し可
7 定款又は寄附行為		○		
8 官公需適格組合証明書《写し》		○		・申請時点が適用期間内のもの
9 代表者身分証明書			○	・申請時の3か月以内に市町村が発行した証明書 ・写し可
10 営業証明書もしくは営業届出済証明書			○	・申請時の3か月以内に市町村が発行した証明書 ・写し可
11 年間委任状	○	○	○	・R7.4.1～R10.3.31の間、次について申請者が委任する場合のみ ①入札・見積 ②契約の締結 ③契約事項の履行 ④保証金の納付 ⑤契約金・前払金・部分払金・保証金返還の請求・受領 ⑥入札・見積における復代理人の選任 ・様式任意
12 消費税等の納税証明書	○	○	○	・申請時の3か月以内に税務署が発行した証明書 ・法人や中小企業組合は様式「その3の3」 ・個人は様式「その3の2」 ・写し可
13 北海道税の納税証明書	○	○	○	・申請時の3か月以内に振興局又は道税事務所が発行した証明書 ・「道税（個人道民税及び地方消費税を除く。）及び地方法人特別税について滞納がないこと。」の証明 ・北海道税の納税義務がない法人等は、本店の所在する都府県の事業税について滞納が無いことの県庁等発行証明書 ・写し可
14 許可通知書、登録証明書ほか《写し》	○	○	○	・申請業種に係る許可・登録等を受けている場合に提出 ・上記許可・登録等が従業員の受けたものである場合は当該従業員の雇用を証明する書類1名分を添付（健康保険証の写し等）
15 財務諸表	○	○	○	・直近2事業年度決算のもの ・貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書ほか
16 誓約書 【企業団様式E】	○	○	○	
17 審査結果通知用封筒	○	○	○	・宛名を記載して110円切手を貼ったもの ※ 審査結果通知書の後日送付するための封筒

※1 提出書類について、用紙の規格はA4判（「17 封筒」除く）とし、**本表の番号順にダブルクリップで綴じて提出してください。**  
**ファイルは不要です。**

※2 「1 申請書付票」1枚に申請業種等をすべて記載できない場合、同様式を必要枚数用意し、1枚目以外は「申請者」「実印」「（追記項目欄）」の3枠のみ記載・押印したうえ、下欄中央のカッコ「（）」内にそれぞれ「順番枚数 / 総枚数」（例：総枚数3枚…「1/3」「2/3」「3/3」）と記載してください。

※3 **提出書類は2部作成し、1部を申請者控えとして保管してください**（問い合わせ時に確認できるよう、連絡担当者が保管してください）。

※4 受理票が必要な場合は、受理票及び受理票返信用封筒又は返信用はがき（要宛名記載・切手貼付、様式任意）を併せて提出してください。